児童福祉法施行令の一部を改正する政令に係る意見公募手続について

令　和　７　年　１０　月　８　日
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

今般制定された、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第346号）は、船橋市を児童相談所設置市に指定するものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第４条第４項第１号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

【参照条文】

行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一　国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二～七　（略）